

## 水田活用の直接支払交付金の見直し等に関する説明会 議事録

日 時 令和6年3月3日（日） 10時00分～11時00分

場 所 置賜総合文化センターホール

出席者 東北農政局 米沢市農政課 農業者（55名）

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 説 明

（1） 5年水張りルール

（2） 畑地化促進事業

### 4 質疑応答

○今までに5年水張りルールに関する説明会が4回ほどあったがどのような意見があったか。

→様々な意見があったが、転作に長年協力している中で、5年水張りルールに納得いかないという意見もあった。（農政課）

○1か月以上の湛水管理（水張り）の確認資料については写真又は作業日誌のどちらかでよいか。

→どちらも必要である。

なお、市ホームページにひな型も用意しているため活用いただきたい。（農政課）

○畑地化促進事業における団地化要件については、畑地化促進事業を受けていない他の耕作者の圃場を含めて判断してよいのか。

もしよいということであれば、畑地化をした翌年度以降に他の耕作者が畑作物を作付しなくなった場合であっても、あくまで申請時点で団地化要件を判断するということがよいのか。

→申請時点で団地化要件を判断する。（東北農政局）

○高齢のため、5年間継続して畑作物を作付できるかどうか分からない状況の中、畑作物を作付する場合であっても、畑地化促進事業を受けず、5年に1回水を張れば、水田活用の直接支払交付金は支払われるという認識でよいか。

→その認識のとおり。（農政課）

○さきに行われた国の説明会にて、全体的な水田に水を張るのだから、水は足りなくならないという回答があったが、もう少し分かりやすい説明を求める。

特に転作をしている水田では、盤が壊れていて通常よりも多くの水が必要になることも考えられる。

→（土地改良区における水量については国交省管轄であるため）情報提供を行いながら相談していく。（東北農政局）

○農業が衰退している中で、5年水張りルールのようなハードルの高い課題を課すのではなく、1つでも2つでもいいので規制緩和や改善を行ってほしい。

また、国からの説明の中で災害の話も出たが、農業は守っていかないといけないのにもかかわらず、この政策は混乱に拍車をかけているため、低迷した農業農村を奮起させる政策を行ってほしい。

→現在国では、食料・農業・農村基本法の改正を行っており、この中で、これから先の日本の農業をどのようにしていくかしっかりと整理させていただく予定である。

例えば、農地の活用方法、担い手の問題、資材費等の高騰が農作物価格に転嫁できていない問題などについてであり、特に価格転嫁については、検討部会も設置して検討をしているところである。

また、情報があれば速やかに提供したい。(東北農政局)

○(前の回答を受けて)農家は個々で農機具を買うなどしている個人事業主であるため、地域計画で話し合うことはできない。

地域計画の言いたいことは分かるが、役所で例えばこのくらいの資金があればこのような方向性で経営してほしいと決めてほしい。

また、例えばであるが、Aコース、Bコース、Cコースのようなものを作って選べるようにしてほしい。

→営農については、最終的には農家の判断となるため、国の政策等は積極的に情報提供を行っていきたい。(農政課)

○畑地化促進事業について、5年間作付けしなかった場合、補助金は返還する必要があるか。

→事情により個別対応となる。(東北農政局)

○1か月以上の湛水管理(水張り)を行うことによってそばが湿害対策で収量が減り、結果的に生活ができなくなった場合、補償はあるのか。

→水張りが困難なほ場である場合、畑地化促進事業の活用を行ってほしい。

また、排水対策の助成等も用意しているため、新たなものがあれば情報提供を行う(東北農政局)

## 5 閉会